申　入　書

令和２年７月３０日

〒601-8103　京都市南区上鳥羽仏現寺町11番地

京都動物愛護センター　御中

〒530-0047 大阪市北区西天満６丁目７番４号　大阪弁護士ビル４階

植田法律事務所

ＴＨＥペット法塾　代表　　弁護士　植　田　　勝　博

TEL 06-6362-8177　FAX 06-6362-8178

〒530-0047 大阪市北区西天満６丁目７番４号 大阪弁護士ビル４０８号

大栄総合法律事務所

同塾　会員　　弁護士　榊　原　　大　輔

同　　弁護士　向　井　　雄　紀

TEL 06-6364-2201　FAX 06-6364-2202

当職らは、貴センターが行政として動物の愛護、保護を責務とする機関であるところ、下記被疑者（以下、「被疑者増山」という。）に対する動物のみだりな殺傷罪、虐待罪等動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動愛法」という。）違反被疑事件（以下、「本事件」という。）に関し、貴センターに対して次の申し入れを致します。

記

住　　所

被 疑 者　　増山

第１　申入れの趣旨

被疑者増山が所有・管理していた多数の動物に対し、数年前から動物のみだりな

殺傷罪、虐待がなされていたと疑われ、これら多数の動物の被害について、貴センターにおいては、動物の保護と、動物に対する加害・犯罪等に対する被疑者増山への行政指導ないし本事件の警察への通報などのしかるべき対応をおこなう責務がなされなかったことは否めない。

貴センターにおいては、動愛法の規定する行政上の責任に基づいて、動物の命を守るための適正な手続をおこない職務を全うされることを強く申入れる。

第２　申入れの理由

１　端緒

2020 年 6 月 3 日、京都府八幡市内で「神ボラ」と呼ばれて動物保護ボランティアをしている人物である被疑者増山が所有・管理する自宅内で、数十匹ないし数百匹の犬猫の死体が散乱していることが発覚した。

その凄惨な状況は、Facebook 等を通じてその映像が不特定多数に対して公開され、メディアにも取り上げられるなどして動物保護ボランティアによる動物の虐待等として大きなニュースとなっている。

寄せられた情報によれば、被疑者増山は、全国の行政センター、愛護団体から動物の引取をしており、添付被疑者増山への動物引き渡しの被害者は、2017 年ころから、被疑者増山に動物を引渡してきた実体が明らかとなっている。

２　貴センターの対応－動物虐待の放置の疑い

(1)　上記事実は、Facebook 等に投稿されている写真や映像のみをもってしても、被疑者増山による動愛法違反の嫌疑が認められることが明白である。即ち、異常な数の動物の死体とは、生きている動物が危険な状況であったことを示すものであり、当該死体自体があることは、動愛法のみだりな殺傷罪、虐待罪の犯罪の端緒たる動物被害の客観的証拠である。

(2)　これを受けた八幡警察署の捜査員は、同 6 月 5 日ころに初めて犯行現場といえる被疑者増山の自宅内への立ち入り捜査を実施した。しかし、この日は同自宅内にあった動物の死体等の証拠物件について何ら証拠保全をすることなく捜査を終了して

いる。その翌週、八幡警察署の捜査員は、6月8日ころに、再び同自宅内への立ち入り捜査を実施し、同自宅内にあった多数の動物の死体のうちから数頭のみを押収したが、膨大な数の動物の死体という重要な証拠の押収はしなかった。その後、同自宅内にいた生体の動物は持ち出され、また同自宅内のほとんどの動物の死体は何らかの方法により処分されており、膨大な数の動物の死体という重要な証拠の押収が困難な状況となった。

(3)　本事件の規模の大きさを考えれば、それが当初は動物に対する給餌、給水を怠る虐待罪であったとしても、被疑者増山に引き取られた動物の数や時期からすれば、そのような結果を招くことを知りつつ、次々と多数の動物を取得する行為から、被疑者増山において給餌、給水ができずにケージ等の自宅内にて動物が多数死亡することを十分に認識しつつ、動物を放置、死に至らしめたもので、悪質な動物のみだりな殺傷罪に対する確定的故意があったと認定できることは、事実と証拠から明らかというべきである。

そして、このような虐待、みだりな殺傷事実を認識しながら、動物を引取り続けてきた被疑者増山の行為は、動物保護に関して虚偽の事実を申し向けて動物及び寄付金を取得してきたもので、常習の詐欺犯罪を構成するものというべきである。

(4)　動物を殺傷、虐待することによって、一般に国民はそれを見たとき強烈な不快感、不安感、そして凶暴性を感じるものであり、動愛法44条の目的は一般国民がそのような負の感情を強いられることを防ぐことにもある。これを未然に防止しなければ、一般国民はその見せつけられた凶暴性を自分の中にも見出し始め、動物のみならず人間や人間社会に対してもその凶暴性を発揮し始めることとなる。現在の動愛法は、1999年に法律名が改正されたが、その背景及び経緯は、神戸市内において発生した猫の首切り事件の後、それがエスカレートして当時世間の注目を集めた児童の首切り事件に発展したことによる動物虐待、殺傷と人に対する凶悪犯罪との関係性が法改正の原因・事情となった。

(5)　行政の動物保護の責務としては、警察による犯罪捜査の前段階において、動物虐待に関する調査、指導、処分を行うという重要な役割を担っているのである。

３　「京都・八幡神ボラ大量動物殺害事件」における貴センターの責任

(1)　全国的に有名となった京都八幡ボランティア詐欺、動物死体の山事件等と称される本事件において、動物との共生、動物の命と安全を保護する直接の機関である貴センターによる対応は皆無であった。貴センターは、従来、動物の保護安全というより、犬猫の存在は社会への迷惑として動物を不要となったゴミ同然に殺処分をしてきた。このような対応は、正当な事由（刑法 35 条）のない動愛法上の動物犯罪を構成する行為と言わざるを得ない。

貴センターは、動愛法等の法律の規定を遵守する責務がある。

本事件について、貴センターとしても、その行政上の責任者として、調査、検証及び今後の対策の必要がある。

それゆえ、当職らは、貴センターに対し、すみやかに行政上の責任を果たすべく、本事件に関する調査報告の対応をするよう強く希望する次第である。

(2)　「京都・八幡神ボラ大量動物殺害事件」の原因

本事件の原因について、行政による殺処分がその土台になっているといえる。行政の犬猫殺処分の根拠は、法律上、狂犬病予防法で罹患した犬の殺処分規定以外に犬猫の殺処分規定はない。

すなわち、法令上は、平成 24 年法改正によって、犬猫の殺処分ゼロの法システムは整った。特に猫に関して、行政の殺処分目的の引き取りを禁じるとともに、ＴＮＲＭ（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、Management/餌やりが地域のボランティアでされる）により、餌やりをし、野良猫をなくす活動がされている。この活動は、野良猫に対する苦情者を含めた野良猫をなくす活動であり、官民一体でされることが求められる。

猫の殺処分を法律上正当化する理由は行政において存在しないはずである。

しかしながら、貴センターにおいては、餌やり禁止看板、餌やり妨害、殺処分という違法な行為が漫然と行われている。

行政の殺処分を奇貨として、愛護団体と称する団体は、行政の殺処分する犬猫を引き出し、「行政が猫等を殺すから助けてほしい」と寄付金を呼びかけ、動物の譲渡

希望者からも時に相当額の金員を得て動物の引取りをおこない、愛護団体が対処できない犬猫については他の愛護団体へたらい回しにされている。違法犯罪の行政殺処分を基とした「動物愛護」と称した動物の引取りが一種のビジネスと化し、動物を次々とたらいまわしした結果として本事件を発生させたとの構図がうかがえる。そして、引取団体間においてヒエラルヒーが形成されて、団体における権威と利益が生まれると聞き及ぶ。

以上のことを踏まえると、本事件は、動物を殺す行政と癒着する愛護団体の実体を浮かび上がらせたといいえる。

(4)　行政の殺処分と愛護団体との癒着－愛護団体は行政犯罪のあだ花

殺す行政があり、そこから動物救済をするための寄付金活動をしているところ、動物愛護団体は、動物の殺処分行政と癒着し、当該殺処分行政を利用し、当該殺処分行政と相互に利用しあう、殺処分行政に咲いているあだ花である実体が明らかとなったといえる。本事件は、行政殺処分から動物を救済する愛護団体が動物を救済してたらい回しにして殺した事件の一つであるといえる。貴センターも愛護団体も「動物の命をネタにして存在する」関係となっていると評価されてもやむを得ないといえる。つまり、違法な殺処分をおこなう行政こそが動物犯罪の元凶である。

行政による違法な犬猫の殺害という動愛法違反の犯罪行為をすみやかに止める必要がある。行政の、法律の根拠に基づかない、膨大な税金を費やしてなされている違法な動物殺処分の犯罪行為がその元凶といえる。

4　結語

貴センターは、本事件に関し、動物の保護のための被疑者増山への行政指導、警察への通報等の本来果たされるべき責務がなされなかったことは否めない。それゆえ、無法かつ重大な動物犯罪が放置されることとなっている。それは貴センターにおける重大な責任である。したがって、当職らは、貴センターに対して、動物の命を守るために責任ある職務を全うされることを強く申し入れる。

以上